

## 大阪府人口減少社会対策推進会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、今後到来する人口減少社会の克服に向け、府民の生活、経済、都市構造など様々な分野での課題に対して、必要な施策を検討し推進するため、大阪府人口減少社会対策推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 推進会議は、副知事及び別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 推進会議は、副知事（政策企画部担当）が主宰する。

### (推進会議の所掌事務)

第3条 推進会議は次の各号に掲げる事項について方針を策定し、実施する。

- (1) 府域の人口の将来展望に関すること。
- (2) 人口減少の克服に向け、必要な施策を検討すること。
- (3) 施策の進捗管理に関すること。
- (4) 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との連携に関すること。
- (5) 市町村が検討する施策との連携に関すること。

### (推進会議の開催)

第4条 主宰者は、必要の都度、推進会議を開催する。

2 主宰者は、必要と認める関係者に対して、推進会議への出席を求めることができる。

### (推進会議事務局)

第5条 推進会議事務局は、政策企画部企画室に設置する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は主宰者が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成27年7月1日）

#### (施行期日)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

危機管理監

政策企画部長

総務部長

財務部長

府民文化部長

福祉部長

健康医療部長

商工労働部長

環境農林水産部長

都市整備部長

住宅まちづくり部長

教育長